

愛知県主要農作物種子審査要領

(審査の根拠)

第1 愛知県主要農作物種子対策実施要綱の第6に基づく種子審査（ほ場審査及び生産物審査をいう。以下同じ。）を行う場合は、この要領によるものとする。

(審査を行う者)

第2 種子審査は、普及指導員及び農業総合試験場の研究員等の職員が行うものとする。

一般種子に係る種子審査を行う者（以下「種子審査員」という。）は、農林水産事務所長が選定する。種子審査員の業務を補助する者（以下「審査補助員」という。）は、農業水産局長が委嘱することができる。審査を実施するときは、農業水産局長は愛知県米麦振興協会（以下「協会」という。）に対し、種子審査員を通知する。

なお、原種及び原原種（以下「原種等」という。）に係る種子審査については、原則として、農業総合試験場において原種等の生産に従事している又は従事したことがある者、又は原種等の適正な生産に必要な知識を有する者が行うこととする。

2 種子審査員は、審査業務の円滑かつ効率的な実施を図るため、審査補助員に審査の事前準備その他の補助業務を行わせることができるものとする。

3 審査補助員は、種子審査員の指示の下に次の業務を行うことができるものとする。

- (1) 一般種子生産者又は生産組織の者（以下「一般種子生産者等」という。）との間における当該種子審査に関する事項の連絡調整
- (2) 審査のための調査、勧告、助言及び指導
- (3) 審査及び審査結果の記録の補助
- (4) ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付の補助

(審査の請求)

第3 愛知県米麦振興協会は、一般種子生産者等からの請求を取りまとめ、別記様式第1号により、県に審査の請求をするものとする。

(審査の進め方の協議)

第4 種子審査員は、審査の進め方について、あらかじめ一般種子生産者等、協会、審査補助員と協議するものとする。

(一般種子生産者等の義務)

第5 一般種子生産者等は、ほ場ごとに標札又は標柱（別記様式第2号）を設置するとともに、審査に先立って審査対象のほ場の境界を標識等により識別できるようにしておくものとする。

第6 一般種子生産者等は、審査に立会い、審査員の指示に従うものとする。

(審査のための調査、勧告、助言及び指導)

第7 種子審査員及び審査補助員は、審査を円滑かつ適正に実施するため、次の事項について調査、勧告、助言及び指導を行うものとする。

1 ほ場審査前

- (1) 種子の予措の方法及び苗代の管理方法
- (2) 播種日又は移植日
- (3) 病虫害発生の状況及び防除の方法
- (4) 異種類、異品種等の個体の抜き取り状況

2 生産物審査前

- (1) 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法
- (2) 種子の調製用機械・施設の調整の方法

3 審査の終了後

- (1) 審査の結果、不適合と認められた一般種子生産ほ場及びその生産物の処理の方法
- (2) 優良な種子を生産するために改善すべき事項

(審査の時期及び方法)

第8 審査の時期及び方法は、(別記)愛知県主要農作物種子審査基準及び審査方法に基づいて行い、その結果により合格、不合格を決定するものとする。

この場合において、当該ほ場の一般種子生産者等が第7の規定による指示を受けているときは、その指示に基づく行為を完了したことを確認した後でなければ、合格の決定をしないものとする。

2 種子審査員は、審査に当たっては必要事項を審査野帳(別記様式第3号、第4号を参考様式とする。)に記入しておき、合否判定の重要な資料とするものとする。

(審査の中止)

第9 次の各号の一つに該当するときは、種子審査員は、審査を中止することができるものとする。

- ・第5の標札又は標柱が設置されていないとき。
- ・一般種子生産者等が審査に立ち会わないとき。
- ・一般種子生産者等が審査員の指示に従わないとき。

(審査結果の通知及び審査証明書の交付)

第10 農林水産事務所長は、ほ場審査の終了後、一般種子生産者等にはほ場審査の結果を通知する。また、生産物審査の終了後、一般種子生産者等に生産物審査の結果を通知する。

なお、合格者に対する審査結果の通知は、ほ場審査証明書(別記様式第5号)並びに生産物審査証明書(別記様式第6号)の交付によることができる。

また、生産物審査証明書については、種子の包装ごとの表示(別記様式第6号)及び中札(別記様式第7号)の添付によることができる。

(審査結果の報告)

第 11 農林水産事務所長は、種子審査を終了したときは、すみやかに種子審査結果報告書(別記様式第 8 号)により農業水産局長に報告するものとする。

2 生産物審査の円滑な実施のため、種子審査員は農産物検査法で登録された登録検査機関との連絡調整を行うよう努めるものとする。

(附 則)

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和 2 年 12 月 23 日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和 3 年 12 月 27 日から施行する。

愛知県主要農作物種子審査基準及び審査方法

1 基本事項

(1) 審査の対象となる種子は、次の3種類とする。

原種、原原種及び一般種子

(2) 種子生産用種子の取扱い

ア 原原種を生産するために用いる種子は、生産する品種の育成者若しくはその者の所属する機関の直接の管理の下に適正に生産され、当該育成者若しくは当該機関が適正と認める旨の書状が添付された育種家種子又は系統別に保存されている原原種とする。

イ 原種を生産するために用いる種子は、原原種とする。

ウ 一般種子を生産するために用いる種子は、原種とする。ただし、種子の生産を緊急に行う必要がある場合等特別の事情がある場合には原原種を用いることを妨げない。また、災害等により、原種の供給が困難となった場合にも、一般種子を用いることを妨げない。

(3) 審査の単位

ア ほ場審査は、農道、畦畔、垣根、周縁作物等で明確に区分されたほ場を1単位とする。

イ 生産物審査は、1包装を単位とする。ただし、機械的に十分均質化された荷口を作成することが可能な場合には、抽出審査又はばら審査を行うことにより当該荷口を1単位とすることができる。

(4) 審査の時期及び回数

ア ほ場審査は、次の各時期に行うものとする。また、当該時期における審査のみでは適正な審査を実施することが困難な場合には、別の時期にも審査を行うものとする。特に、種子伝染性の病害又は虫害の発生する恐れのある場合には、最も確認し易い時期にも行わなければならない。更に、審査は、好天日を選び、早朝及び日没を避けなければならない。

審査時期	第1期	第2期
種 類		
稲、大麦、はだか麦及び小麦	出穂期	糊熟期
大豆	開花期	成熟期

イ 生産物審査は、密封する直前に行う。ただし、審査上必要な場合には、収穫後から包装・出荷までの期間の必要な時期に更に審査を行うことができる。

(5) 種子の調製

ア 生産物審査に先立って、種子の調製を行うための施設・設備について、次の項目を確認しなければならない。

(ア) 調製に当たって混種が起こらないような方法が採られていること。

(イ) 調製中に種子の出所及び由来が常に確認できるようになっていること。

(ウ) 調製作業及び種子の搬入・搬出に関する記録が適正に保存されていること。

(エ) 調製作業の責任者が確保されていること。

イ 異なる荷口同士を混合して新たな荷口を作成する場合には、種子の品種が同一である場合に限るものとする。また、種子の階級が異なる荷口同士を混合する場合には、混合した荷口のうち最も低い階級と同じ階級に属するものとして審査しなければならない。

(6) ほ場の隔離

ア 前作に種子生産が行われている作物と同じ作物が栽培されていた場合には、前作の収穫後1年以上を経過していなければならない。ただし、前作に同一作物の同一品種の種子生産が行われ、異品種混入の理由により不合格となっていない場合又は収穫後の漏生種子の芽生を除草剤等によりの確に処分している場合にはこの限りでない。

イ 隣接の同一作物のほ場とは、用排水路、畦畔、垣根、裸地等によって区分され十分な距離が確保されていなければならない。ただし、出穂又は開花期が異なる品種が隣接している場合又は周縁に同一品種が栽培されている場合にはこの限りでない。

2 ほ場審査

(1) 基準（最高限度）

審査項目 種子の種類	変種、異品種及び異種類の農作物	雑草	種子伝染性の病虫害	その他の病虫害及び気象被害	農作物の生育状況
原原種 原種 一般種子	含まないこと	(注2)	含まないこと	20%	特に異常な生育を示していないこと

(注1) 変種は、審査対象品種のうち変異を生じている個体とする。ただし、当該変異が、当該農作物の生産上、特に支障のないものであり、当該品種に通常発生し、かつ、他の品種と同程度に発生するものであって、当該品種に由来することを当該品種の育成者又は育成機関が明らかにしているものを除く。異種類は、異なる種類の農作物とする。

(注2) 当該農作物の生育に支障をきたさない程度とする。ただし、収穫時において生産物の中に穀粒が混入する恐れのある雑草にあっては、1平方メートル当たり2個体以下とする。

(注3) 種子伝染性の病虫害は、次に掲げるものとする。

稲については、馬鹿苗病及びイネシンガレセンチュウ

大麦、はだか麦及び小麦については、黒穂病、斑葉病、条斑病

大豆については、ウイルス病、黒痘病及び紫斑病

(2) 変種、異品種及び異種類の農作物の審査

全株審査による。ただし、あらかじめその精度について十分立証された方法による抽出審査に代えることができるものとする。

(3) その他の項目の審査

ほ場1単位ごとにその外側を回りながら、又は適宜ほ場に入って周囲を注意深く見渡

し農作物の外観を審査し、混入、発生又は生育の程度を判定する。ただし、混入等の著しい箇所が見出された場合でも、局所的なときは精密な審査を行い、雑草及び被害株の除去等適切な処置をとれば、種子としての使用に差し支えないと認められるものは合格とする。

3 生産物審査

(1) 基準

ア 稲

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種 原種 一般種子	90%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%

イ 大麦、はだか麦及び小麦

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種 原種 一般種子	80%	含まないこと	含まないこと	0.2%	0.5%

ウ 大豆

審査項目 種子の種類	最低限度	最高限度			
	発芽率	異品種粒	異種穀粒	雑草種子	病虫害粒
原原種 原種 一般種子	80%	含まないこと	含まないこと	0.0%	10%

(注1) 百分率は、発芽率を除き、全量に対する重量比をいう。

(注2) 発芽率は、審査対象品種の純種子粒に対する正常発芽粒の粒数割合とする。

ただし、純種子粒は、成熟粒、未熟粒及び被害粒（種子の内容が線虫の虫えい又は菌体によって置き換わっているもの、稲及び麦類の場合、粒の原形の1/2以下のもの並びに大豆の場合、粒の原形の1/2以下のもの及び子葉が1枚以下のもの並びに種皮が完全に離脱したものを除く。）をいう。

また、正常発芽粒は、稲類及び麦類の場合、十分かつ健全に発達した種子根、茎及び第1葉（鞘葉から1/2以上抽出したものに限る。）を有し、かつ、種子に著しい衰弱がない芽生を生じた純種子粒をいい、大豆の場合、十分かつ健全に発達した一次根、茎（展開した2枚の子葉を有していたものに限る。）、2枚の初生葉及び頂芽を有する芽生を生じた純種子粒をいう。

(注3) 異品種粒は、審査対象品種の純種子粒を除いた該当主要農作物の種類（稲の場合、水陸稲別及びもち・うるち別の種類に区分した場合の当該稲の種類をいう。（注4）にお

いて同じ。)の純種子粒をいう。

(注4) 異種穀粒は、当該主要農作物の種類を除いた他の農作物の純種子粒をいう。

(2) 方法

ア 審査試料の抽出方法

荷口の作製方法、審査場所の状況等を勘案して、次のいずれかの方法を採用する。

(ア) 毎個審査

1包装ごとに抜き取り審査する。

(イ) 抽出審査

審査場所の状況を勘案して、次の移動法又は静置法により審査する。

a 移動法

(a) 連続して作製される審査対象個袋を原則として100個以上について毎個審査を行い、不良個袋(審査の基準に適合しないものをいう。以下同じ。)率を決定し、不良個袋率が5.05%以下の場合に限り抽出審査を行う。

(b) 抽出審査に移行する場合には、まず合格個袋(審査の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が連続して次の数に至るまで毎個審査を行う。もし当該数に至る前に不良個袋が見出されれば、新たに次の個袋から数え始め、毎個審査を続ける。

不良個袋を合格個袋と取り換える場合 43個

不良個袋を取り除く場合 44個

(c) 合格個袋が(b)の数に至った場合には、次の個袋から10個毎に区切り、この各抽出区切りから無作為に1個を抽出して審査し、当該個袋が合格する限りこの抽出審査を続ける。

(d) 抽出審査で不良個袋が見出されれば、次の区切りから毎個審査に戻るものとする。

b 静置法

(a) 均質な荷口を構成する個袋群から、次の表において荷口中の個袋数ごとに掲げた抽出個袋数を無作為に抽出し、審査する。

荷口中の個袋数	抽出個袋数	不良個袋数
50個以下	17個	0個
51~100	33	1
101~200	60	3
201~300	83	5
301~400	100	6
401~500	110	7
501~600	125	8
601~800	140	9
801~1000	150	10

(b) 審査の結果、不良個袋数が(a)の表に掲げる数を超えないときは、当該荷口を合格とする。また、超えるときは、毎個審査に切り換えるものとする。

(c) 不良個袋は、取り除くものとする。

(ウ) ばら審査

a 施設において連続的に処理され、自動試料採取装置を設置している場合における審査の試料は、経時的、経量的に受検ロットの重量の1/1、000以上を採取する。

b a 以外の場合であって、大型の出荷容器を用いるときにおける審査の試料は、穀刺又は採取器で受検ロットの5か所以上から試料採取の位置が偏在しないように採取する。

c a 又はbの方法により採取した試料は、均一であることを確認した後、試料均分器又は四分法により縮分して審査対象試料を作成する。

イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反覆分計400粒を用意する。

(イ) 測定条件

主要農作物の種類	発芽床の条件	温度	測定日		休眠打破法その他の留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	25℃	5	14	予熱(50℃、7日以内)、水又は1規定硝酸に浸漬(24時間)
大麦 はだか麦	ろ紙の間又は砂の中	20℃	4	7	予熱(30~35℃、7日以内)、予冷(5~10℃、7日以内)又は0.6%過酸化水素水溶液に溶液に浸漬
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中	〃	4	8	〃
大豆	ろ紙の間又は砂の中	25℃	5	8	—

(注1) 温度は、上下1℃の範囲に留めなければならない。

(注2) 発芽は、照光条件で行うことが望ましい。

(注3) 測定日には、休眠打破を行った期間は含まない。第1回目の測定日は、1ないし3日の幅を持ってよい。発芽率の測定は、最終の測定日を過ぎて行ってはならない。

(ウ) 測定結果の計算と誤差の取扱い

a 発芽率の測定結果は、4測定区の平均を百分率で整数(端数は四捨五入)として計算する。

- b 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の4測定区間誤差の範囲内であれば、そのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの3測定区の差が次の表の3測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位3測定区の平均値を用いるものとするが、差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

平均発芽率 (%)	測定区間誤差の最高限度	
	4測定区間	3測定区間
99	5	—
98	6	5
97	7	6
96	8	7
95	9	8
94～93	10	9
92～91	11	10
90～89	12	11
88～87	13	12
86～84	14	13
83～81	15	14
80～78	16	15
77	17	15
76～73	17	16
72～71	18	16
70～67	18	17
66～64	19	17
63～56	19	18

ウ 異品種粒、異種穀粒、雑草種子及び病虫害粒の測定方法

(ア) 測定試料の採取及び分離

測定試料は、1測定単位につき稲50g、大麦、はだか麦及び小麦100g、大豆500gを採取し、純種子粒、異品種粒、異種穀粒、雑草種子、病虫害粒及びその他の内容物に分離する。

(イ) 測定及び測定結果の処理

重量を小数点第1位までのグラム単位で秤量する。

愛知県主要農作物種子審査要領 様式集

(別記様式第1号)

審査請求書

一般種子審査請求書

年 月 日

愛知県農業水産局長殿

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の種子生産について、種子審査を受けたいので申請します。

また、併せて審査補助員の委嘱をお願いします。

記

1 審査を受けようとする主要農作物の一般種子の種類別、品種別の面積、数量等

種類	品種名	種子場農協名	面積	種子生産契約数量	備考
稲			a	kg	
計			a	kg	
麦			a	kg	
計			a	kg	
大豆			a	kg	
計			a	kg	

2 上記の明細は別紙一覧のとおり

(ほ場の所在地、生産者氏名、生産面積、品種、契約数量、主要農作物の種子生産に関する経験の有無、経験年数、農業経営の概要等を明記したもの)

3 審査補助員については別紙のとおり

備考

- (1) 2に掲げる事項は、ほ場1枚ごとに記載し、所在地は番地まで記入し、面積は実測面積によること。
- (2) 主要農作物の種子生産に関する経験については、自家採種以外の種子生産についての経験がある場合には、その経験年数を記載すること。

(別記様式第2号)

一般種子生産ほ場に掲示する標札又は標柱

愛知県 一般種子生産ほ場	ほ場番号	ほ場所在地	ほ場面積	種類	品種	種子生産者 又は 種子生産委託者	氏名 又は 名称
-----------------	------	-------	------	----	----	------------------------	----------------

(注1) 標札は、堅牢で耐水性があり、文字が鮮明に読み取れるものとする。

(注2) 標柱の場合は、標札の記載事項を見やすいところに記載のこと。

(注3) 標柱、標札は、不合格ほ場からは直ちに除去すること。

(別記様式第3号、参考様式)

ほ場審査野帳

年産（水稻・麦・大豆）一般種子生産ほ場審査野帳

種子場農協名 _____

番号	ほ場 所在地	面積 (a・㎡)	品種 名	生産 者名	契約 数量 (kg)	審査内容				
						生育 状況	審査結果		所見・講評・ 改善点 等	不合格 の理由
							合格 面積	不合格 面積		

備考 表計算ソフトで作成することが望ましい。

用紙はA4横で差し支えない。

(別記様式第4号、参考様式)

審査野帳 (ほ場ごと)

審査野帳

作物名

No.

種子審査員名

1 事前記入事項

ほ場番号	第 号	出穂期	月 日
ほ場所在地		開花期	月 日
ほ場面積	a	中耕除草	月 日
生産者		薬剤散布	月 日
品種名		収穫見込数量	
播種月日	月 日	包装	型式 袋
移植月日	月 日		単位 kg
		中札挿入の有無	

2 ほ場審査状況及び審査成績

時期	第 1 期	第 2 期
項目		
審査月日	月 日	月 日
審査立会人		
異種類、異品種 変種の混入程度	多 中 少 無	多 中 少 無
り病 程度	特定病害 甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
	その他 甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
風水害・虫害・ その他災害程度	甚 多 中 少 無	甚 多 中 少 無
生育状況	良 やや良 不良	良 やや良 不良
総合判定	合格 不合格	合格 不合格
審査指示事項		
収穫見込数量	kg	kg
証明書番号		第 号
証明書交付月日		月 日

備考 審査に当たっては、必要事項を記入しておき合否判定の重要な資料とする。

3 生産物審査状況及び審査成績

審査年月日	年 月 日	審査総数量	kg
審査立会人		内 合格数量	kg
審査場所		訳 不合格数量	kg
審査指示 事項		証明書交付年月日	年 月 日
		証明書交付枚数	枚
不合格数量の 理由別内訳	発芽率	kg	異品種粒 kg
	異種穀粒	kg	雑草種子 kg
	病虫害粒	kg	

4 参考事項

(別記様式第5号)

ほ場審査証明書

ほ場審査証明書

年 月 日

種子生産者 住所

氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

愛知県〇〇農林水産事務所長

(公 印 省 略)

下記の一般種子生産ほ場において生産される主要農作物の種子は、愛知県主要農作物種子審査要領のほ場審査基準に適合すると認められるので、この旨証明する。

記

種 類	品 種	ほ場所在地	見込収穫面積 (a)	見込生産数量 (kg)	備 考

(別記様式第6号)
生産物審査証明書

(用紙の大きさは、縦10センチメートル、横12センチメートル以上とする。)
(種子包装紙ごと表示する場合もこれに準ずる)

第 号		生 産 物 審 査 証 明 書	
		区分	一 般 種 子
種子生産者		住所	
		氏名 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	
種 類		品 種	
年 月 日			
		愛知県	

備考

- (1) 表面の番号欄の記載については、交付するこの証明書の枚数に応じて一連番号を記載する。
- (2) 表面の区分欄の記載については、一般種子と記載する。

(別記様式第7号)
中札 (種子保証票)

中 札 (種子保証票)

第 号	種子保証票 (主票)
年 産	年産種子
種 類	(稲・大麦・はだか麦・小麦・大豆)
品 種 名	
種子場農協名	
生産者氏名 又は名称	
	愛知県
	(切り取り線)
第 号	種子保証票 (副票)
年 産	年産種子
種 類	(稲・大麦・はだか麦・小麦・大豆)
品 種 名	
種子場農協名	
生産者氏名 又は名称	
	愛知県
	(切り取り線)
(以下、副票が4枚続く)	

備考

- (1)この中札は、生産物審査証明書(種子の保証書)に代わるものであり、種子袋の中に入れ、種子を小分けにする場合には切り取って使用する。
- (2)番号欄には袋表面の生産物審査証明書と同一の番号を記載する。

